

東大和市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 東大和市手数料条例（昭和51年条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表住民基本台帳等に関するものの部中9の項を10の項とし、8の項を9の項とし、7の項を8の項とし、6の項の次に次のように加える。

7 通知カードの再交付	1件	500円	
-------------	----	------	--

第2条 東大和市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表住民基本台帳等に関するものの部中

「

8 住民基本台帳カードの交付又は再交付	1件	500円	手数料の徴収時期は、交付の際とする。
---------------------	----	------	--------------------

を

「

8 個人番号カードの再交付	1件	800円	手数料の徴収時期は、交付の際とする。ただし、郵便等により交付をする場合を除く。
---------------	----	------	---

に

改める。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年1月1日から施行する。